

報 道 資 料

令和5年12月27日
奈良県県土マネジメント部技術管理課
担当 建築技術係 内田、今西
(電話 0742-27-7613) (直通)、内線 4455

建設リサイクル法に係る県内一斉パトロール

建設リサイクル法に基づく分別解体及び再資源化等の適正な実施の確保を図るため、国土交通省、環境省及び厚生労働省の建設リサイクル法合同一斉パトロールに合わせて、奈良県全域で現場パトロールを実施しました。

建設現場における建設リサイクル法の遵守（適切な分別解体、再資源化の徹底等）を徹底するため、毎年、現場パトロールを実施しています。

1. 実施期間

令和5年10月23日（月）～ 令和5年10月27日（金）のうち3日間

2. 対象区域

奈良県全域

※奈良市、橿原市及び生駒市の各特定行政庁は、各市内の対象建設工事の届出受付を所管しているため、各市においてそれぞれ一斉パトロールを実施。

3. 実施体制

- ・奈良県：県土マネジメント部 技術管理課、各土木事務所
水循環・森林・景観環境部 環境政策課、廃棄物対策課、景観・環境総合センター
- ・国：労働基準監督署

4. 実施内容

○関係行政庁の職員が建設工事現場へ立入り、以下の観点で確認と指導等を実施

- | |
|---|
| 県土マネジメント部：建設リサイクル法の遵守状況の確認及び周知徹底 |
| 水循環・森林・景観環境部：廃棄物処理法、大気汚染防止法及びフロン排出抑制法の遵守状況の確認及び周知徹底 |
| 労働基準監督署：労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認及び周知徹底 |

5. 実施概要および結果

○パトロール立入り件数 27 件

○実施結果（建設リサイクル法に係るもの）

- ・標識（建設業許可または解体工事業者登録）の未掲示を4件確認
上記について、口頭指導を行いました。

6. その他

この期間以外においても、定期的に現場パトロールを実施しております。